

恵み野FC. OWLS サッカースポーツ少年団

【 少年団規約・後援会規約 】



恵み野FC. OWLSサッカースポーツ少年団規約

<名称及び所在>

第1条 この少年団は、「恵み野FC. OWLSサッカースポーツ少年団」(以下「本少年団」という)と称し、事務所を代表の自宅におく。

<目的>

第2条 「本少年団」は、サッカーを通じ健全な心身の発達、協調性、規律ある行動のできる少年の育成及び、サッカー技術の向上を図ることを目的とする。

<事業>

第3条 「本少年団」は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 練習及び他団体との練習試合に関する事業。
- (2) 千歳地区サッカー協会、他団体等の主催する各種大会への参加。
- (3) 恵庭市スポーツ少年団本部の主催する各種イベントへの参加。
- (4) 前各号に掲げるものの他、「本少年団」の運営上必要と思われるもの。

<対象>

第4条 「本少年団」の団員は次の通りとする。

- (1) 恵庭市内及び近隣市町の小学校に通学する児童であること。
- (2) 恵庭市外からの入団員については、その都度、指導者会議により協議し決定する。
- (3) 「本少年団」の規約を守り、練習及び各種大会に参加できること。
- (4) 保護者が「本少年団」の事業遂行に理解し、別に定める「恵み野FC. OWLS後援会」に入会できること。

<団費及び後援会費>

第5条 団員は、総会において定められた団費及び後援会費を納入しなければならない。

なお、既納の団費、後援会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

<退団>

第6条 団員が退団しようとするときは、事務局及び監督に届け出るものとする。なお、次の場合は自動的に退団となる。

- (1) 団員が小学校を卒業するとき。
- (2) 継続して1年以上団費を滞納したとき。
- (3) 本少年団の名誉を傷つけるなど総会の議決により除名となったとき。

<役員>

第7条 「本少年団」に、次の役員をおく。ただし、役員は複数の役員を兼務できるものとする。

- (1) 団長 1名
- (2) 代表 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局員 若干名
- (5) 監査 2名

<役員を選任>

第8条 役員を選任は以下のように行う。

- (1) 代表、事務局長は「NPO法人 OWLS 恵庭スポーツクラブ」(以下「本クラブ」)の理事から選任し、団長、事務局員、監査は後援会より選出することを基本とする。
- (2) 役員を選出に当たっては総会の承認を得ることとする。

<役員任期>

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補充役員任期は前任者の残した期間とする。

<役員職務>

第10条 役員職務は次に定めるとおりとする。

- (1) 団長は本少年団を代表して、少年団活動の職務を総括する。
- (2) 代表は本少年団の団員育成に関わる指導部の代表者として、指導部を総括するとともに、練習・試合の計画策定にあたる。
- (3) 事務局長は本少年団に関する事務、連絡及び入団、登録等に関する業務を行う。
- (4) 事務局員は次の職務を行うものとする。
 - ア. 保険…傷害保険の申請手続き等。
 - イ. 渉外…各小学校との連絡調整にあたる。
 - ウ. その他、事務局長の職務を補佐する。
- (5) 監査は会計業務に関する監査を行う。

<会議>

第11条 「本少年団」には、総会及び役員会、並びに指導者会議を置く。

<総会>

第12条 「本少年団」の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は毎事業年度の3月に開催し、以下の事項について決議する。
 - ア. 事業計画及び予算に関すること
 - イ. 決算の承認に関すること
 - ウ. 団費、後援会費の徴収に関すること
 - エ. 規約の改廃に関すること
 - オ. 役員選出に関すること
 - カ. その他、役員会において総会に付議すべきとされた事項
- (2) 臨時総会は団員の保護者の3分の1以上から、会議の目的及び理由を示して請求があったとき、または役員会において必要と認められたときに開催する。

<総会成立>

第13条 総会は代表が招集し、役員及び保護者(委任状を含む)の過半数の出席により成立する。

<総会議長>

第14条 総会議長は出席者の中から委嘱する。

<総会表決>

第15条 総会の表決は出席者の過半数によって決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

<役員会>

第16条 役員会は、代表が招集する。

- 2 役員会は必要に応じて開催する。
- 3 役員会は総会に次ぐ決議機関とする。

第17条 役員会は役員の過半数の出席で成立する。

第18条 役員会の表決は出席役員の過半数により決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

<指導者会議>

第19条 指導者会議は監督が招集し、指導方針・練習計画等の調整を行う。

<監督>

第20条 「本少年団」に監督を置くものとする。

- 1 監督は、指導者を兼ねるとともに指導者を代表し、「本少年団」の事業運営に関わるものとする。

<指導者>

第21条 「本少年団」に若干名の指導者を置くものとする。

- 2 指導者は、「本少年団」の目的に沿って、団員の指導を行う。

<団費>

第22条 「本少年団」の団費は総会で定めた金額とし、上半期分を4月に、下半期分を10月に納入するものとする。

- 2 新規入団者は、入団月の翌月分からの月割額の各期分を一括納入するものとする。
- 3 団費の額は、団員の構成、練習内容及び大会等への参加形式等により、役員会で協議の上変更できるものとする。
- 4 退団に伴う団費の返還は行わないものとする。

<経費の運用>

第23条 「本少年団」の経費の運用は、次の通りとする。

- (1) 各級サッカー協会及び各地域スポーツ少年団本部等への登録料
- (2) スポーツ傷害保険の加入料
- (3) 各スポーツ施設、学校開放施設等の使用料
- (4) 各種大会への参加料
- (5) サッカー用具及び備品の購入料
- (6) 指導者の弁当代や交通費の補助
- (7) 「本少年団」の事業運営に係る経費

<会計年度>

第24条 「本少年団」の会計年度は、毎月4月1日に始まり、3月末日をもって終了する。

<監査報告>

第25条 「本少年団」の会計は、決算の終了をもって直ちに監査を受けなければならない。

2 監査役は、監査意見を付して定期総会時に報告しなければならない。

付 則

この規約は、昭和63年4月1日より施行する。

この規約は、平成6年3月26日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、平成7年3月11日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、平成9年3月8日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、平成10年3月14日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、平成12年3月24日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、平成13年3月25日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、平成15年3月15日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、平成16年3月20日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、平成21年3月15日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、令和2年3月28日に改正し、同日より施行する。

この規約は、令和3年3月21日に一部改正し、同日より施行する。

恵み野FC. OWLS後援会 規約

(名称)

第1条 本会は、「恵み野FC. OWLS後援会」（以下「本後援会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は後援会長の自宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、「恵み野FC. OWLSサッカースポーツ少年団」（以下「本少年団」という）の保護者が少年団員の健全な育成のために会員の親睦と結束を図り、地域スポーツ文化の発展に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 少年団全体の行事、レクリエーションの企画・実施
卒団式 グラウンド開き グラウンド納め 等
- (2) 本少年団の大会参加、遠征等に関わる支援
- (3) 後援会員相互の親睦に関わる事業
- (4) 「恵み野商店会夏祭り」等、地域行事への貢献
- (5) その他、少年団活動に関わる後援会主催の行事

(会員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 「本少年団」の団員保護者
- (2) 会の目的に賛同し入会を希望した者で、会長が認めた者

(会費)

第6条 会員は、総会において定められた会費（年額5,000円）を納入しなければならない。毎年4月に納入するものとする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出るものとする。なお、次の場合は自動的に退会となる。

- (1) 「本少年団」の団員である家族が卒団するとき。
- (2) 本後援会の名誉を傷つけるなど総会の議決により除名となったとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局員 若干名
- (5) 監査 2名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選任)

第9条 役員を選任は会員からの推薦による。

2 推薦のあった役員は総会の承認により選出される。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。また、本少年団の団長を兼務する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 事務局長は本会に関する事務、連絡調整を行う。また、本少年団の事務局員を兼務し、主に学校との連絡調整にあたる。

4 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

5 事務局員は卒団式等の後援会行事の企画・実施を行う。

6 監査役は会計業務に関する監査を行う。

(会計)

第11条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任

(5) 解散

(6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和2年3月28日から施行する。